

科学研究費助成事業（基盤研究（S））研究進捗評価

課題番号	15H05726	研究期間	平成27(2015)年度 ～令和元(2019)年度
研究課題名	雇用社会の持続可能性と労働法の パラダイム転換	研究代表者 (所属・職) (令和2年3月現在)	和田 肇 (名古屋大学・法学研究科・特任 教授)

【平成30(2018)年度 研究進捗評価結果】

評価	評価基準	
A+	当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる	
A	当初目標に向けて順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる	
○	A-	当初目標に向けて概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれるが、一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要である
	B	当初目標に対して研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
	C	当初目標より研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

(意見等)

本研究は、法規制や標準的労働関係モデルをめぐる理論・政策・現状分析を踏まえ、労働法と社会保障法などからなるセイフティネット論の再構築を目指している。ドイツ・韓国などの動向を含む理論・政策・現状分析については既に一定の成果が示されており、今後の成果も期待できる。

しかし、セイフティネットの再構築を目指す制度・政策等を具体的に描くに至っていないように見える。また、社会保障領域との架橋がまだ弱いのではないかと懸念される。日台比較の遅れを取り戻すことなどを含め、今後の努力を期待する。

【令和2(2020)年度 検証結果】

検証結果	当初目標に対し、概ね期待どおりの成果があったが、一部十分ではなかった。
A-	本研究は、政府の失敗を主張し、市場重視型のモデルを展開してきた標準的な労働法の考えに対して、「失われた20年」の労働市場・雇用社会の現状を「市場の失敗」と捉え、法規制による雇用の安定性、公平性及び社会的正義の実現が必要であるとの立場に立って、労働法のパラダイム転換を目指した。その目的のために、ドイツや韓国などとの比較法的な国際共同研究を行い、労働法制研究としては、生活時間主権論の提起や労働政策立法学の提唱など、一定の研究成果を上げることに成功した。一方、パラダイム転換後の持続可能なセイフティネットの全体像を示すことは今後の課題として残った。